

## 越前市指定文化財等の管理及び修理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所有者等が指定文化財等を管理し、又は修理することに要する経費に対し、越前市文化財保護条例（平成17年越前市条例第212号以下「市条例」という。）第12条第1項及び越前市文化財保護条例施行規則（平成17年教委規則第32号）第12条の規定に基づき行う越前市指定文化財等の管理及び修理補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定文化財等 次に掲げるものであって、市の区域内に存在するものをいう。

ア 有形文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号。以下「県条例」という。）第4条第1項の規定により指定された県指定有形文化財及び市条例第3条第1項の規定により指定された有形文化財をいう。）

イ 無形文化財（法第71条第1項の規定により指定された重要無形文化財、県条例第28条第1項の規定により指定された県指定無形文化財及び市条例第3条第1項の規定により指定された無形文化財をいう。）

ウ 民俗文化財（法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財、県条例第34条第1項又は第38条第1項の規定により指定された県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財並びに市条例第3条第1項の規定により指定された有形民俗文化財及び無形民俗文化財をいう。）

エ 史跡名勝天然記念物（法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物、県条例第43条第1項の規定により指定された県指定史

跡名勝天然記念物及び市条例第3条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物をいう。)

(2) 所有者等 指定文化財等の所有者（管理責任者がある場合は、その者）又は管理団体をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、所有者等とする。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、指定文化財等の管理及び修理とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金は、指定文化財等の保存、伝承、管理、修理等にかかる経費のうち、市長が補助対象と認めた経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内において交付する。

2 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費(管理事業に係るものを除く。)及び補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は、一件の補助事業につき500万円を超えて交付することができない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（市内業者への発注）

第6条 補助対象者は、補助対象事業を実施するに当たり、原則として市内業者に発注するものとする。

（補助金交付手続）

第7条 補助金の申請、交付等の手続は、越前市補助金等交付規則による。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。